

令和7年第3回企画経済常任委員会会議録

1. 日 時 令和7年9月22日（月）
2. 場 所 白井市役所本庁舎4階 大委員会室
3. 議 題
(1) 議案第3号 白井市税条例の一部を改正する条例の制定について
(2) 議案第5号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(3) 議案第6号 契約の締結について
(4) 議案第7号 契約の締結について
(5) 議案第10号 令和7年度白井市一般会計補正予算（第5号）のうち企画経済常任委員会が所掌する科目について
(6) 議案第14号 令和7年度白井市水道事業会計補正予算（第1号）について
(7) 議案第15号 令和7年度白井市下水道事業会計補正予算（第2号）について
(8) 閉会中の継続審査について
4. 出席 委員 広沢修司委員長・荒井靖行副委員長
古澤由紀子委員・岩田典之委員
石井恵子委員・根本敦子委員
伊藤仁議長
5. 欠席 委員 なし
6. 説明のための出席者
- | | |
|----------|-------|
| 市長 | 笠井喜久雄 |
| 企画財政部長 | 板橋章 |
| 市民環境経済部長 | 今井美由紀 |
| 都市建設部長 | 鈴木和宏 |
| 企画政策課長 | 村越貴之 |
| 財政課長 | 富田宏美 |
| 課税課長 | 佐藤愛子 |
| 市民活動支援課長 | 元田和寿 |
| 市民課長 | 山口光敏 |
| 産業振興課長 | 岩立裕子 |
| 環境課長 | 鈴木陽介 |

都市建設課長	武 藤 宏 明
道 路 課 長	小 島 健太郎
上下水道課長	鈴 木 隆 宗
7. 会議の経過	別紙のとおり
8. 議会事務局	議会事務局長 松 岡 正 純
	主 査 補 會 卓 也
	主 事 補 大 塚 和佳奈

委 員 長 の 挨 拶

○松岡正純議会事務局長 定刻となりましたので、始めさせていただきます。会議に先立ち、広沢委員長より御挨拶をお願いいたします。

○広沢修司委員長 皆さん、おはようございます。先週の後半ぐらいから大分涼しくなりまして、過ごしやすくなつてまいりました。昨日なんかは、昨晚、非常に外気を冷たく感じるような方多かつたのではないかと思います。おへそを出して寝るとおなかを壊す可能性がございますので、注意をしましょう。

変な挨拶になつてしまつたんですけど、これで一応挨拶に代えさせていただきたいと思います。本日はよろしくお願ひいたします。

○松岡正純議会事務局長 ありがとうございました。

市 長 の 挨 拶

○松岡正純議会事務局長 続きまして、会議に御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井喜久雄市長 皆さん、おはようございます。

9月は敬老の日が9月15日にありますて、100歳以上の方を今、各地区に回つてゐるわけですが、今、日本全体で100歳以上の方が9万9,763人、これは9月1日現在ですけども、55年連続で100歳以上が増えているそうです。白井市はといいますと、白井市は全体で26人、100歳の方がおられます。そのうち25人が女性で1人が男性という状況です。ですから、年々100歳の方が増えているということは、人生100年時代に少しづつ進んでいるのかなと思っております。ですから、これからのお住民の皆さんの健康づくりというものを進めていきたいなと思っています。ぜひ議員の皆さんも、100歳を目指して頑張っていただきたいと思います。

それでは、本日、企画経済常任委員会では、議案第3号、議案第5号から議案第7号、議案第10号のうち企画経済常任委員会が所掌する科目及び議案第14号から議案第15号の7議案について審議をお願いするものでございます。委員の皆様方には深い御理解と慎重なる御審議を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。どうかよろしくお願ひいたします。

○松岡正純議会事務局長 ありがとうございました。

笠井市長におかれましては、この後公務のため、退席とさせていただきます。

それでは、委員会会議につき、議事等につきましては、広沢委員長にお願いいたします。

会議の経過

開会 午前10時00分

○広沢修司委員長 ただいまの出席委員は6名でございます。委員会条例第16条の規定により定足数に達しておりますので、企画経済常任委員会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付の日程表のとおりでございます。

これから日程に入ります。

(1) 議案第3号 白井市税条例の一部を改正する条例の制定について

○広沢修司委員長 日程第1、議案第3号 白井市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。質疑はございますか。

石井委員。

○石井恵子委員 それでは、第18条の公示送達についてのところです。一般的に公示送達というと、相手の所在が不明であったり、相手が誰だか分からないなどという場合に、裁判所に申し立てることで、法律上相手に送達した、こちらの意思が送達したとみなす制度だというものですが、この白井市の税条例で言うところの公示送達とは、具体的にどういうことでしょうか。

○広沢修司委員長 佐藤課税課長。

○佐藤愛子課税課長 お答えします。

税金の場合ですと、裁判所を通したりということはないんですけども、市から発送しました各種税金の納税通知書ですか、督促状ですか、そういうものが届かなかったときに、現在は市役所の前に掲示板がありまして、そちらに届かなかった方々のお名前ですか、何の書類なのかといったことを記載して貼り出しておりまして、貼り出してから一定の日数が経過したときに、公示送達ということで相手側に送達されたということになります。

以上です。

○広沢修司委員長 石井委員。

○石井恵子委員 白井市の税についての公示送達は分かりました。

では、この18条には、インターネットで公開することとか、掲示板で書面で掲示することとか、項目が増えています。これら辺の説明を、今の説明だと、書面で掲示板に掲示するというお話をしたが、今回新しくそういうインターネットを用いる方法というところを御説明いただけますか。

○広沢修司委員長 佐藤課税課長。

○佐藤愛子課税課長 お答えします。

現在は、市役所前の掲示板に貼り出すという方法だけなんですが、今後は貼り出したものと同じものをインターネット上に載せまして、どこからでも見られるというような形になります。それ以外に、市役所前の掲示板に今までどおり貼るか、市役所に置いたパソコンの画面に同じものを表示して見られるようにするか、その2つの中から選ぶという2つの方法になります。

以上です。

○広沢修司委員長 石井委員。

○石井恵子委員 分かりました。それでは、先ほど一定期間というふうに説明がありました。この一定期間というのはどれぐらいですか。

○広沢修司委員長 佐藤課税課長。

○佐藤愛子課税課長 お答えします。

掲示してから起算して7日を経過したときに書類の送達があったこととみなすとされております。

以上です。

○石井恵子委員 分かりました。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はありますか。根本委員。

○根本敦子委員 特定家族特別控除額……。〔「親族、家族じゃなくて親族。特定親族」と言う者あり〕ごめんなさい、特定親族、これ、今までの扶養控除とは違って、大学生相当の子どもが年収123万円まで控除が受けられるということなんんですけど、この説明をお願いします。

○広沢修司委員長 佐藤課税課長。

○佐藤愛子課税課長 お答えします。

特定親族特別控除につきましては、今回の税制改正で新たに創設されたものになりますて、19歳から22歳まで、主に大学生ぐらいの年代の方で、所得が58万円を超えて123万円以下の方と生計を一にする親族がいる場合に、納税義務者の所得から控除されるというものになります。

以上です。

○広沢修司委員長 根本委員。

○根本敦子委員 その場合に、大学生相当の人が収入があった場合は、住民税というのはかかるんでしょうか。

○広沢修司委員長 佐藤課税課長。

○佐藤愛子課税課長 収入の額によってかかります。

以上です。

○広沢修司委員長 根本委員。

○根本敦子委員 参考に、123万だったら、どれぐらいかかるんでしょうか。

○広沢修司委員長 佐藤課税課長。

○佐藤愛子課税課長 123万円の場合ですと、均等割の5,000円がかかってきまして、所得割については、収入ですとか控除によって変わるので、一概にお答えすることは難しいです。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はありますか。岩田委員。

○岩田典之委員 今のところですけど、法律の改正ですから、市の担当からいたらどうかと思うんですけども、そもそもなぜ創設されたんでしょうか。特定親族特別控除ですね。

○広沢修司委員長 佐藤課税課長。

○佐藤愛子課税課長 主に大学生のアルバイトの方が一定の収入を超えると、扶養している御両親の税額が上がってしまうということで、就業調整、働き過ぎないようにしているという実態がありまして、そういう労働力不足の解消と、あとは、その方を扶養している世帯の税負担の軽減というのを目的として創設されたということです。

以上です。

○広沢修司委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 そうしますと、税条例の改正により、市への影響というのはどんな感じでしょうか。

○広沢修司委員長 佐藤課税課長。

○佐藤愛子課税課長 市への影響というのは収入額ということかと思うんですけれども、歳入がどのくらい減るかということについては、ちょっと算出はできていないところです。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はありますか。荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 先ほどの石井委員の質問の続きになります。

お尋ねしたいことは、このホームページ上で公示をするというお話なんですけれども、公示する項目についてお尋ねいたします。

私が気にしているのは、プライバシーの問題等がちょっと気になっているものですから、どのような項目を公示するのかを確認したいと思います。

○広沢修司委員長 佐藤課税課長。

○佐藤愛子課税課長 お答えします。

3点ありますて、1つ目は、どの税金の何の書類なのか、納税通知書なのか督促状なのかといった種類と、あと送達を受ける方のお名前、それから地方公共団体の長がその書類を保管していて、いつもその方にお渡ししますよという旨を書いたもの、以上の3点になります。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 それでは、確認になるんですけども、公示されるのはお名前だけで、住所等の公示はないということでよろしいですか。

○広沢修司委員長 佐藤課税課長。

○佐藤愛子課税課長 委員おっしゃるとおりです。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございませんか。荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 電子たばこの件についてお尋ねをいたします。

電子たばこなんですけれども、この規定なんですけど、元の法律のほうを見ても、今よく分からなかつたんです。電子たばこの内容について御説明をいただきたいのと、それが白井市の収入にどの程度増収になるか、減収になるかも含めて、見込みを教えていただきたいと思います。

○広沢修司委員長 佐藤課税課長。

○佐藤愛子課税課長 お答えします。

ちょっと細かくなってしまうんですけども、加熱式のたばこについては、重量と価格によって紙巻きたばこに換算をしているというのが現在の換算方法になります。加熱式たばこの0.4グラムを紙巻きたばこ0.5本に換算する。それから、紙巻きたばこ1本当たりの平均小売価格に対する加熱式たばこの小売価格を、紙巻きたばこ0.5本に換算するというのが現在の換算方法なんですけれども、この方法ですと、紙巻きたばこよりも加熱式たばこのほうが税額が少なくなっています、嗜好品としての価値といいますか、それに関してはほぼ同じであるのに、税金の額が違うので、これは段階的に同じようにしようということで、加熱式たばこの換算方法を上げていくということになっております。

まず、1回目の改正として、令和8年の4月からなんですけれども、先ほど御説明しました現在の換算方法で半分、総量の半分を換算して、残り加熱式たばこ0.35グラムを紙巻きたばこ0.5本に換算したもの足すという形の換算方法になります。

令和8年の10月からは、加熱式たばこ0.35グラムを紙巻きたばこ1本に換算するという換算方法に変わりまして、紙巻きたばこと加熱式たばこの税額の差をなくしていくというような改正になります。それから、今回の改正によって、たばこ税、市の歳入がどうなるかということかと思うんですけども、全く同じ状況で、市内でたばこが販売された場合は税金が増えるとは思うんですけども、実際に市のほうに入っているたばこ税の紙巻きたばこが何本で加熱式たばこが何本なのかとか、銘柄とかそういうものは市のほうには情報がありませんので、どうなるかについては、お答えはできないところです。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。石井委員。

○石井恵子委員 すいません、一番最初に確認したかったのは、ごめんなさい。特定親族特別控除の条例の施行が令和8年1月1日になっています。確認ですが、これは、令和8年1月1日に条例は施行されますが、この大学生に当たる子どもたちが働く収入は、今現在、令和7年度の収入が対象になっているということでおろしいんですか。

○広沢修司委員長 佐藤課税課長。

○佐藤愛子課税課長 お答えします。

令和8年度の住民税の分から対象になります。令和8年度の住民税というのが令和7年1月1日から令和7年12月31日までの収入によって計算されますので、今年の収入から対象になります。
以上です。

○石井恵子委員 分かりました。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

[「ありません」と言う者あり]

○広沢修司委員長 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ござりますか。

[「ありません」と言う者あり]

○広沢修司委員長 次に、賛成討論の方ござりますか。根本委員。

○根本敦子委員 特定親族特別控除については分かりました。そういうことだということが分かりました。しかし、そもそも大学生がそんなに働かなくても安心して勉強できるように、授業料の引き下げや給付式の奨学金などの充実が大切だと思うんですけれども、そういうことも加えて、この3号に対しても賛成をします。

○広沢修司委員長 ほかに討論はありますか。

[「ありません」と言う者あり]

○広沢修司委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○広沢修司委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第3号は原案のとおり可決されました。

(2) 議案第5号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○広沢修司委員長 日程第2、議案第5号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑ございますか。根本委員。

○根本敦子委員 育児休業の期間と、その間の給与の保障と、それから対象の職員について、非正規も含むのかどうかも含めてお聞きしたいと思います。

○広沢修司委員長 鈴木上下水道課長。

○鈴木隆宗上下水道課長 お答えします。

今回の改定内容につきましては、部分休業の定義につきまして、定義の根拠法令になります地方公務員の育児休業等に関する法律、こちらが改正されまして、これまでの取得方法が1日につき2時間を超えない範囲と定められていましたが、今回の改正によりまして、1日単位でも取得が可能となりました。その関係で、条例に記載の部分休業の定義に当たる部分が、1日の勤務時間の一部としていたものを1日の勤務時間の全部または一部に改正するものとなります。

対象につきましては、企業職員ということで、白井市の場合ですと、上下水道課の職員が該当します。手当等の内容につきましては、本条例では記載がないので、お答えすることはできません。

以上になります。

○広沢修司委員長 根本委員。

○根本敦子委員 1日単位で休暇が取れるということなんんですけど、よその育児休業だと、小学校に上がるまでの人とか3歳までとか、企業ではそういう期間があるんですけど、ここではどれぐらいの期間なんでしょうか。

○広沢修司委員長 鈴木上下水道課長。

○鈴木隆宗上下水道課長 育児休業とちょっと別の部分休業というものに当たりまして、こちらの対象が、小学校の始期に達するまでのお子さんを養育しているものが対象となります。

以上です。

○広沢修司委員長 根本委員。

○根本敦子委員 その間のお給料はどうなるんでしょうか。

○広沢修司委員長 鈴木上下水道課長。

○鈴木隆宗上下水道課長 今回改正になる16条というのが給与の減額について定めていまして、休業を取っている時間につきましては、給料を支払わないということが定められております。

以上です。

○広沢修司委員長 根本委員。

○根本敦子委員 例えば、3歳になるまで育児休暇ということで、3年間休むとすることもできるんですか。

○広沢修司委員長 鈴木上下水道課長。

○鈴木隆宗上下水道課長 育児休業としましてはできますけれども、今回の改定は部分休業になりますので当たらないです。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

[「ありません」と言う者あり]

○広沢修司委員長 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ござりますか。

[「ありません」と言う者あり]

○広沢修司委員長 次に、賛成討論の方ござりますか。根本委員。

○根本敦子委員 子育てしながらちゃんと休みを保障されて、キャリアを積むことができるということは、市民のサービス向上にとっても非常に重要だと思いますので、賛成します。

○広沢修司委員長 ほかに討論はありますか。

[「ありません」と言う者あり]

○広沢修司委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○広沢修司委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第5号は原案のとおり可決されました。

(3) 議案第6号 契約の締結について

○広沢修司委員長 日程第3、議案第6号 契約の締結についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

なお、本会議での議案質疑と重複した質疑は行わないようお願ひいたします。質疑ございますか。

古澤委員。

○古澤由紀子委員 設計金額の積算について伺います。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

設計金額の積算につきましては、国土交通省ですか千葉県の積算基準を用いて積算のほうを行っております。

以上です。

○広沢修司委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 このたびの価格設定は、労務単価の高騰とか原材料の高騰を考慮しなければならなかったと思うんですけれども、今おっしゃったのは公的な積算基準に基づく積算だと思うんですが、実勢価格の調査資料に基づく積算などは併せて行わなかつたのでしょうか。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

今回、積算に当たりましては、直近の世代単価で工事のほうの積算を行っておりますので、現状の一番直近のそういう状況が勘案されていると考えております。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 今内容に関連することなんですけども、8号議案では新労務単価についてかなりいろいろ意見とか質問が交わされました。今回の契約は新労務単価で計算をされていて、これから先、労務単価の上昇ということで、今回項目で上がる可能性はないと考えてよろしいですか。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

直近の世代単価で積算をしておりますので、現状では反映されているものとなります。今後、物価の上昇等がもし起こりまして、インフレスライドの対象となりました場合には、適正に対応していくたいと考えております。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 それでは、ちょっと別のことでお尋ねをいたします。

今回の工事範囲の中には、16号線の横断という工事も入っています。この16号線というのは、本来国道ですから、言ってみれば国土交通省のほうがお金を出して工事をするべきものなのかなと思うんですけども、ここは負担は全て市が負担するということで考えていいんでしょうか。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

委員おっしゃるように、今回、国道16号部分の交差点改良を行いますので、工事の中に入っています。

今回、市の事業、市のアクセス道路の整備に伴って、一部国道も施工することとなりますので、市の費用で工事は行うこととなります。

以上です。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 もう少し確認をしたいんですけども、国道部分を工事をするということなんですけども、例えば財源として幾つか返金があるとか、そういう動きも全くないということでしょうか。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

市の事業になりますので、市のほうの予算でやることとなります。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。根本委員。

○根本敦子委員 今度の事業なんですけれども、長さが412メートル、幅平均が13.5メートルで面積が5,563平方メートルとなると、単純に計算すると、1平方メートル当たり7万9,000円ぐらいになります。今回の工事と今行われているR6の1と単純に比較すると2倍になるんですけれども、約2.2倍になった理由というのを教えてください。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

今回の工事区間につきましては、今までなかった交差点の部分も工事施工範囲に含まれてきますので、そういった交差点部分の改良なども含まれますので、信号機の移設ですか、そういったことも含まれてきたりとかですとか、国道16号の工事については夜間施工になりますので、そういったことで価格が、単価が割増しになっているといったようなところがございます。

あと、今行われている道路改良工事（R6-1）というところが、今施工をしているところになりますて、そちらにつきましては、一部が暫定的な幅員で供用開始するところとなりますので施工の面積も小さくなっていますので、メーター単価としては、若干割安に出てくるといったような要素もございます。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 今の話に関連してなんんですけども、今工事をしている6番目の工事、図ではナンバー6という工事なんですけども、これと比較しても料金はすごく高くなります。なおかつ、前回に比べて落札率がかなり高いということなんんですけども、これは難易度の高い工事なので、そういう意味では、この金額というのは、ある意味適正という具合に考えていいんでしょうか。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

入札の結果につきましては、予定価格の範囲内で落札をされておりますので、適正なものと捉えております。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。岩田委員。

○岩田典之委員 今回の契約の相手方の日進建設株式会社は、これまで市の工事にどれくらい関わってきたているんでしょうか。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

日進建設につきましては、直近ですと、令和5年度に市の舗装修繕工事のほうを行った実績がございます。

以上です。

○広沢修司委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 それだけですか。修繕工事というのは、どんな工事なんでしょうか。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

修繕工事の内容ですけども、場所は河原子街道、市道00-001号線になります。そちらの舗装の修繕を行った実績がございます。

以上です。

○岩田典之委員 それだけですね。結構です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。根本委員。

○根本敦子委員 R6の工事の距離が430メートルで約2億円でした。R7の1工区3工区を合わせて355平方メートルです。そうすると、これが同じような2億円ぐらいだと仮定すると、2工区、交差点のところですね、ここは2億円になるんですけど、ここは高いと思うんですけども、どうでしょうか。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 今の御質問は、2工区というのは信号のところですか。

○根本敦子委員 R7の1の交差点のところ。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

R7-1の信号部分の2工区につきましては、先ほどもちょっとお答えしたところもございますが、交差点の改良を行うことになっておりまして、信号機の移設ですとか、あと大型の案内標識というんですか、よく国道とかでブルーに白の看板が出ていると思うんですけども、ああいった標識などの設置等もございます。そういうことが入っておりますので、適正な価格で積算されていると考えております。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 今の話の続きで、2工区なんですけども、これはまさに16号の交差点の工事ですよね。ここって工事をするとしたら夜間しかないのかともちょっと思っているんですけど、夜間の工事の割合はどのくらいなんでしょうか。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えします。

委員おっしゃるとおりで、国道16号、交通量が非常に多いので、夜間施工で、2車線あるうちの1車線ずつしていくようなことで考えております。夜間の割合ですけど、夜間施工になりますと、労務単価なども1.5割増しとなってまいりますので、1.5倍という形になります。

以上です。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 全体のこの2工区の工事の中で、夜間工事の割合はどのぐらいですか。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

夜間の割合ということであるんですが、国道16号にかかる歩道の工事も含めて、全て夜間で行うことにはなるんですが、日数とかそういうこと、全体の割合というところは、申し訳ございません、持っていないところとなります。

以上です。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 聞き方を変えます。

面積でいうと、ずっと夜間でやるわけじゃなくて、当然準備をしたりとかそういうことも含めて、歩道とかそういうところも含めて、大体何割ぐらいが夜間工事になるか、面積でお尋ねいたします。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 確認させていただきたいんですが、全体3工区合わせたうちのということではないですか。〔「2工区の中で」と言う者あり〕2工区の中で夜間にやる割合ということですか。

すいません、お時間いただいてよろしいでしょうか。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 すいません、今質問しているのは、2工区というか、今回の工事が、前回の工事に比べてもかなり高いものですから、その要因をお尋ねしているためにいろいろお尋ねをしています。

もう一つちょっと気になっているのは、多分、信号機の移設とか、そういうことも今回拡幅に合わせてされると思うんですけども、2工区の中の予算でいって、どのぐらい信号機の移設というのが費用がかかるのか教えてください。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

信号機の移設につきましては、交差点4か所に信号をつけていますので、それらを移設することになりますが、費用の内訳につきましては、申し訳ございませんが、契約前になりますので、控えさせていただきたいと思います。

以上です。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 契約の承認をするために今審議をしているわけなんですよね。そうすると、内訳としてどのぐらいあるのか、どのぐらいかかっているのかというのは、多分答えられる範囲だと思います。それなので、ぜひ答弁をしていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

契約の御審議をいただいているのでというところは非常にそのとおりではあるんですが、契約前になりますので、今後もし契約できなかった場合、今後の執行にも差し支えるのかというところで、答弁については控えさせていただきたいと思います。

以上です。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 お尋ねしたいんですけども、第2工区の中で、信号移設というのはどのぐらいの割合を占めているのか、教えてください。

○広沢修司委員長 暫時休憩します。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時42分

○広沢修司委員長 会議を再開します。

小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

まず、信号機の2工区に占める割合ということで、2工区に対して約2割ほどが信号機となっております。

それと、もう一つ、先ほど2工区の昼間施工と夜間施工の割合ということで、昼間が1に対して夜間が9といったような比率となっております。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 それでは、別件の話をさせていただきます。

第1工区なんですけども、いわゆる16号線の交差点から西白井の方向に向かう工事があります。このタイミングで聞くのはいかがかと思われるかもしれません、この工事をするということは464号線への工業団地からのバイパスをつくるんだと、こういう考え方でしょうか。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

今回1工区の施工をすることにつきましては、交差点の改良に伴いまして必要となるすりつけ部分の施工となりますので、この先、何か具体で国道464号まで整備していくといったような具体的な計画があるようなものではないところとなります。

以上です。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 当然工区から先はかなり道路は整備されているので、それはそれでいいと思っているんですけども、あそこにいわゆる工業団地から来たトラックとか、そういう車両が、464号線に抜ける道にもなり得ると思うんですけども、そういうことを想定した、今回の工事なのかどうかをお尋ねいたします。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

今回の工事につきましては、あくまでも国道16号から工業団地までのアクセス道路の整備に伴いまして、必要となる交差点の改良部分の、改良に伴う1工区の整備ということになります。

以上です。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 そうすると、結果的にという言い方はおかしいと思っているんですけども、464号線に抜けられるように整備したという理解でよろしいですね。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

あくまで国道までの整備で、その影響範囲を今回施工するということですので、そちら側に大型車を呼び込むような工事をするといったようなものではないところとなります。

以上です。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 それでは、確認なんですか、道路に進入をするに当たっては、交通標識等できちっと流量を定めるといいますか、いわゆるダンプとかそういうのが入ってこないように、表標識等で拘束していくということでよろしいですか。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

今のところ、特に大型規制とかかかっている道路ではございませんので、止めるかどうかとかというところは警察のほうの判断にはなっていると思いますけども、今現在は特に規制とかはされていないところとなります。

以上です。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 今後、規制をしないで、ばんばんダンプも何度もどんどん走ってもいいという、そういう考え方ということでいいんでしょうか。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

基本的に、ダンプなどについては、国道16号のほうに流すという考え方の下、今回のアクセス道路の整備をしております。現状としては、大型規制はされていないようなところとなっております。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑は。荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 すいません、今の話のちょっと続きになります。

確認なんですけども、今回の道路整備によって、いわゆる警察等と道路規制について考えていく考えはありますか。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

今回のアクセス道路の整備に伴って、何か規制を働きかけるとか、そういったようなことについては、今のところ考えていないところです。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。根本委員。

○根本敦子委員 2工区なんですけれども、舗装面積がよく分からぬんですけど、舗装面積488平方メートルとあって、切削オーバーレイ工が2,900平方メートルが加わるとあるんですけど、どういうことなんですか。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

切削オーバーレイ工というのが、舗装の1層目、表層部分を削って、新しく舗装を上に乗せるような工事になります。切削オーバーレイ工というんですが、こちらにつきましては、国道16号部分の今の舗装を削って乗せるといったような形になります。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。根本委員。

○根本敦子委員 その部分は国からの予算は出ないと言っていましたよね。市でやると。

質問なんですけれども、この設計というのは、私も素人ながらに高いと、2工区が高いと思うんですけど、この設計は誰がやったんですか。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

設計につきましては、警察との交差点の協議等や、あと当然国道部分を施工しますので、国土事務

所とも協議しながら設計を行っておりまして、コンサルタントに委託して市が設計を行ったというところになります。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

[「ありません」と言う者あり]

○広沢修司委員長 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

ここで休憩をします。再開は11時。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時00分

○広沢修司委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

これから議案第6号について討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。根本委員。

○根本敦子委員 これは契約をするための審議なので、契約前なのではつきり言えないというような曖昧なところがあったので、契約をどのように進められるのかというところについて、私たちは市民に説明できないので反対します。

○広沢修司委員長 ほかに討論はございますか。荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 本議案、賛成の立場で討論をさせていただきます。今のお話の中で、私が一番気になっていたところは、現行の工事に比べてかなり高い金額でして、4億4,000万という非常に大きな金額なんです。かなり市の会計にダメージを与えている金額なので慎重にやらなければいけないかという具合に思っていました。実は受注された業者のほうも、調べたんですけども、この工事はかなり難易度が高い工事で、言ってみれば、そういう意味では、この工事の値段というのは、残念ながらと言っては何なんですけども、認めざるを得ない工事なのだと。しっかりした会社さんが、調べてみたんですけど、やられているという具合に思っています。逆に言えば、今やっている工事の代金がすごく安くやってくれたということで、今やっている工事事業者さんには本当にありがたいと思っています。金額の妥当性については、私はこれはやむなしという具合に思っています。

もう一つ、最後に聞いたお話なんですか、1工区の工事をすることによって工業団地から西白井の道へ、かなり大型の車両が通っていくのではないかというのを大変危惧しています。今でもかなり振動が激しいというお話をよく聞きます。特に地域の皆様から話を聞きますので、この辺りの交通の流量については、ぜひ前向きに捉えていただきたいという意見を申し上げて、賛成といたします。

○広沢修司委員長 ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と言う者あり]

○広沢修司委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○広沢修司委員長 起立多数あります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第6号は原案のとおり可決されました。

(4) 議案第7号 契約の締結について

○広沢修司委員長 日程第4、議案第7号 契約の締結についてを議題といたします。

議題内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

なお、本会議での議案質疑と重複した質疑は行わないようお願ひいたします。

質疑ございますか。岩田委員。

○岩田典之委員 それでは、この契約の相手方、株式会社コスモ工業ですけれども、約5年前に02-001号線、側溝敷設工事においてトラブルを起こしています。その後、契約を解除したわけですけども、約3年前に、今回の工事の16号線側のほうの00-136号線も工事をしているわけですけども、このときに特にトラブルとかそういったような問題はなかったんでしょうか。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

委員おっしゃるとおりで、このアクセス道路の工事を令和3年度と令和5年度に受注した実績がございまして、特にトラブルもなく現場のほうは完成しております。

以上です。

○広沢修司委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 この地域は、この部分はかなり軟弱地盤で、田んぼがあつたりと大変だと思うんです。前回を踏まえて、今回はその対策はしっかりして工事をするということでよろしいでしょうか。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

工業団地アクセス道路につきましては、全体で2,100メートルほどあるんですが、その中で12本のボーリング調査を行って、その結果を基に地層を想定して、工事を発注しております。今回のこちらの工事区間につきましては、ボーリングの結果で、工作物として地盤改良が必要だといったような結果が出ているところもございますので、そういったところについては、既にこの設計の中に地盤改良も含めて発注をしております。

実際、工事の施工に当たりましては、構造物の下とか床づけ面を出して、そこの地耐力を確認して施工を進めてまいりますので、もし何か変更が必要だとなった場合には、適切な手続を取って対応をしていきたいと考えております。

以上です。

○広沢修司委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 この会社は、5年前の工事では、時間とかそういうルールを守らなかつたという経緯があります。今回の工事には、工業団地のほうのいわゆる交差点が入っているんですけども、その辺の夜間工事が中心でしょうけども、時間とか、交通安全配慮というの、誘導員とか、それの対策というのは、どのようになつてあるのでしょうか。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

委員おっしゃるとおりで、今回、交差点部の工事ございますので、そういったところについては、夜間の施工になります。おっしゃるとおりで、施工時には、交通誘導員ですとか案内表示とか、そういったものが必要で、過去アクセス道路をやつたときも、しっかり誘導員等をつけて工事のほうを行つておりますので、今回も同じようにしっかりやるように市のほうも指導していきたいと考えております。

以上です。

○広沢修司委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 これは当然のことですけれども、工業団地協議会の各企業のほうにはその辺のことをしっかりと連絡調整をした上で工事ということでよろしいですよね。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

工業団地の車両も多く通る道路となりますので、工業団地協議会とも連絡を密に協議しながら施工を進めていきたいと考えております。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございませんか。荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 現地を見てきたんですけども、1つ気になることがあります、この工区の近くに変電所及び低い鉄塔があるんです。これの影響はないということでよろしいですか。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

鉄塔については、工事に影響ないところでございます。

以上です。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 今回、交差点を移設させて、より走りやすいといいますか、より安全な設計をされていると理解していますけれども、ここなんですけども、とはいえかなりスピードを出して交差点を通過する車が非常に多いんです。ここに信号をつくる予定はなかったんでしょうか。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

この交差点につきましては、警察とも協議をしておりまして、現時点では信号のほうはつかないようなどころとなっております。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。根本委員。

○根本敦子委員 工事範囲の規模についてですけれど、基盤改良の容積が約2,900立方メートルですけれど、その対象面積というのはどれぐらいでしょうか。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

地盤改良につきましては、深さが4メートルから4.2メートルほど改良を行いますので、割り返しますと、約600平米ぐらいになるかと思われます。

以上です。

○広沢修司委員長 根本委員。

○根本敦子委員 地盤改良の平均深度というのが4メートルから4.2メートルでいいですか。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

すいません、ちょっと今4メートルから4.2とお答えしたんですが、4メートルから、一番深いところですと5メートルございましたので、場所によって改良の深さもちょっと変わってくるんですが、4メートルから5メートルほど改良する予定になっております。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はありますか。荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 この地盤改良では、現行の工事でも1か所、増額のための予算が出てきたところですし、この近くの1番目に工事したところ、道なき道を工事したこと也有って、かなり難工事だったという具合に聞いています。それによって納期の問題とかいろんな問題があったのではないかと思っているんですけども、今回も、交差点を移設するために、かなり道なき道を道路にしていくという意味では、従来よりも結構大変かと思っているんです。

そこで、ちょっとお尋ねします。

先ほども、いわゆる道路の土地の土壤の改良をさせるんだということなんですが、それに使う道路が、計算によると2,950袋、今回、追加予算で上がったときに使ったもの、いわゆるボック

スカルバートの下の部分の地盤改良で110袋ということなんですけども、これだけ使うということですね。それは、きっちと前回の反省を生かして、それなりの準備をして、つまり、例えば詳細設計とかそういうときに、いろいろなチェックをした上ではじき出したものと、金額と物流の適正はあるのかどうなのかを説明していただきたいと思います。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

地盤改良の課題とか、あとやる面積とか、そういった部分の考え方なんですけども、地盤改良が必要かどうかの有無につきましては、先ほどもちょっとお答えしたかと思うんですが、ボーリング調査を行っておりますので、その結果を基に、地盤がどれぐらい強いかというところを確認した上で、今回、改良が必要だということで、設計のほうを行っております。必要な改良深さとかにつきましても、地盤の状況等により、固化材の添加量とか、必要な改良深さとかも変わってまいりますので、そういったこともきちんと検討して設計した上で、今回のこのボリュームとなっております。

以上です。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 ということになりますと、納期についても、この納期でいけるという、そういう確信があつての契約ということでよろしいですか。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

設計で、もともとこういった工事をやりますよということで入札のほうを行っておりまして、それを踏まえて工期も設定しております、業者のほうも、工事の内容と、あと工期も理解した上で応札をされておりますので、納期といいますか、工期は守られると考えております。

以上です。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 今の点についてお尋ねいたしますけれども、先ほどボーリング調査をして土壤のチェックをしましたという話なんですけど、その箇所数というのは、全ての道路ではなくて、今回の区分について何か所ボーリング調査をしたのかを、もう一度教えていただきたいと思います。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

今回のR7-2のみの工区内ですと、4か所ボーリングを行っております。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 現地見てみて、今回の場所は道なき道ですよね。4か所のボーリング調査で本当に大丈夫なんでしょうか。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

ボーリング調査については、当然数をやればやるほど、細かいデータは出てくるんですが、今回、4か所やっておりまして、それを踏まえて想定の地層なども出して、検討し、設計を進めておりますので、基本的には大丈夫かと考えております。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。根本委員。

○根本敦子委員 議案にある記載の工事内容の5か所、5種類の主な工事について、どの工事に幾らぐらいかかるのかというのを、具体的に説明してください。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

先ほどもありますが、契約前になりますので、具体的な設計金額についてはお答えできないところとなりますが、割合としましては、舗装工や地盤改良工の金額割合が高くなっているようなところとなっております。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はありますか。荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 また地盤の件についてちょっとお尋ねしたいんですけども、今回は、地盤調査とか、そういう調査をされているとは思っているんですけど、これはいわゆる予算では、どのタイミングでいつぐらいに取ったもの実際に施工しているのか教えていただきたいです。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

ボーリング調査につきましては、過去に行っておりまして、平成28年度と平成31年度に行っております。

以上です。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 ちょっと確認なんんですけども、令和6年に実施設計委託料というのが563万円、決算として使われていますけども、ここでボーリング調査をしたというわけではないですか。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

令和6年度の実施設計につきましては、暫定的に供用する部分が今回出てきました。今回の工事箇所ではないんですが、暫定供用部分の詳細設計を行ったようなこととなりまして、その中でボーリング調査を行ったというものではないところになります。

以上です。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 そうすると、先ほど答弁がありましたけども、かなり昔にボーリング調査をさ

れたということなんんですけど、それで大丈夫なのかという不安があるんですけども、そこは大丈夫なんでしょうか。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

ボーリングデータにつきましては、地下というか地面の中の状態を確認する調査になりますので、それが年数とともに地層とかそういうものが変わるというようなところはございませんので、年数はたっておりますが、そこは大丈夫と考えております。

以上です。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 そういう意味ではなくて、何年かたっても結果は変わらないというのは、それはおっしゃるとおりなんですけども、前回、最初の工事のときに、かなり工期が長くなってしまって、結構それがアクセス道路の開通に影響を与えたと理解しているんです。そのときのデータと同じデータを使っているんだろうと容易に想像できるんですけども、当時のデータを受けて、本当に改良されたりとか改善された設計になっているかどうかが知りたいので、それで大丈夫かどうかをお尋ねしています。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

場所場所で、過去には、工期が延びてしまったとか、地盤改良が追加で必要になったとか、そういったこともあるかと思うんですが、今回のところにつきましては、先ほどもお答えしたように、工区内で4か所ボーリング調査を行っておりますので、比較的といいますか、信用度は高いかと考えております。

実際、構造物の直下を施工する際には、床づけ面の地耐力なども確認しながら進めてまいりますので、万が一何かあれば、もちろん必要な対策を取っていくんですが、今回、ボーリング調査を工区内で4本行っていますので、その辺も大丈夫かとは捉えております。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。根本委員。

○根本敦子委員 R6工事の地盤改良工事で、220立方メートルに1,400万をかけています。それを基にして、本工事の価格が1億8,000万ぐらいになるんですけども、約7割、地盤工事に使われることになるんですけど、残りの3割で、先ほど舗装と地盤改良が主に高いと答えていたんですけど、残りの3割でほかの工事ができるんでしょうか。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

具体的な工種ごとの費用の内訳というのは、先ほどもお答えしたように申し上げられないところでは

あるんですが、地盤改良が7割を占めるといったようなところはないところとなりますので、ほかの工種も全部積み上げた結果、この設計金額となっているところです。

以上です。

○広沢修司委員長 根本委員。

○根本敦子委員 7割になつてないということなんんですけど、どれぐらいなんでしょうか。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

申し訳ないんですが、設計金額に関わる内容になりますので、どれぐらいかというところは差し控えさせていただきます。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。根本委員。

○根本敦子委員 さつき、地盤調査が、前回の委託料では入っていないということなんんですけど、今回の地盤調査は契約の中に入っているんですか、今回の工事。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

地盤改良を行うに当たっては、実際にサンプリングをして地盤状態を確認して、実際施工するといったようなところになりますので、そういう意味では、設計の中に入っているといったところとなります。

以上です。

○広沢修司委員長 根本委員。

○根本敦子委員 地盤調査というのはボーリングですよね。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

ボーリング調査については、既に過去に行っておりますので、今回の工事の中には入っていないところとなります。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 すいません、ちょっと観点が変わりますけども、安全配慮の点から、図面上でよく確認できなかつたんですけども、この16号線から交差点を右折して工業団地に入っていくと思うんですけども、かなり交通量があると思っていまして、ここというのは、右折専用のレーンというのが用意されているのかどうかだけお尋ねいたします。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

現状、右折レーンについては設置されないところとなります。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。根本委員。

○根本敦子委員 さっきの続きなんんですけど、地盤調査はいつどこが幾らで行ったのか教えてください。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

地盤調査につきましては、先ほどお答えしたように、平成28年度と31年度に実施を行っておりますが、どの業者が幾らかというのは、今資料は持っていないところとなります。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。根本委員。

○根本敦子委員 地盤改良に使われる固化材というのがありましたよね。何袋というものが出てたんですけど、量と値段というのは、どれくらいか分かりますか。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 お答えいたします。

添加量につきましては、ちょっと場所ごとに違うんですが、1立米当たり250キロですか、1立米当たり200キロほど使うようになります。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。根本委員。

○根本敦子委員 値段を教えていただければ。

○広沢修司委員長 小島道路課長。

○小島健太郎道路課長 値段については、設計金額に関わることですので、控えさせていただきます。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

[「ありません」と言う者あり]

○広沢修司委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ござりますか。

根本委員。

○根本敦子委員 先ほどと同じように、何で契約するのに、私たち決めるのに、細かいことが確認できないのかというのがすごい不思議で、予定価格をちゃんと計算しているのに、その数字が出せないということが理解できないので、反対です。

○広沢修司委員長 次に、賛成討論の方、ござりますか。荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 今回の7号議案ですけども、賛成の立場で討論いたします。

これも、契約金額2億6,100万と、かなり高額な金額です。私たちの財政にも結構大きな影響を与

えるものだと思っています。それ以上に、各種の安全性を見て、前からアクセス道路を何とかつくつていこうということで、ある意味、最後の仕上げだろうと思っています。

金額が高いのは、前回、ボックスカルバートの下の地盤改良工事をやったんですけども、それと同じような、さらに深くなるような、地盤を大きく入替えて、入替えというか開拓をさせて、それで実現させるのであれば致し方ないと。その代わり、きちっと工期を守ってほしいというのが一番大事なのかと思っています。

こちらも1つ、安全面でお願いをしたいことがあります。今の答弁の中では、交差点に右折レーンがないとか、あとは信号が、設置しようとはしているんだけど、できていないというお話ですけれども、非常にすごいスピードで通り抜けていく。今回の道路を真っすぐすることによって、さらにスピードを出しやすい交差点になるはずです。そういう意味では、安全性にもっと配慮をして、信号をつけたりとか、右折レーンをつけるための工夫とか、そういうことを引き続きお願いをしたいと思って、賛成の討論といたします。

○広沢修司委員長 ほかに討論はありますか。

[「ありません」と言う者あり]

○広沢修司委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○広沢修司委員長 起立多数であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第7号は原案のとおり可決されました。

(5) 議案第10号 令和7年度白井市一般会計補正予算（第5号）のうち企画経済常任委員会が所掌する科目について

○広沢修司委員長 日程第5、議案第10号 令和7年度白井市一般会計補正予算（第5号）のうち企画経済常任委員会が所掌する科目について議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行いますが、現員現給予算については質疑をお控えください。

質疑については、歳出からページ順に一問一答方式でお願いいたします。

最初に、歳出について質疑を行います。14ページ、2款1項6目企画費及び2款1項7目地域振興費について、質疑はございますか。石井委員。

○石井恵子委員 地域振興費についてお尋ねします。

白井コミュニティセンター管理運営に要する経費のところで、委託料の測量設計委託料というのが

あります。この内容を伺います。

○広沢修司委員長 元田市民活動支援課長。

○元田和寿市民活動支援課長 お答えします。

こちらについては、昨年度まで放置自転車保管場所としていた隣接する市の土地が空いたため、そこを白井コミュニティセンター駐車場として新たに整備し、現在、白井コミュニティセンターの臨時駐車場として賃借している土地を返還することとしました。

返還のため、原状復旧工事を行うに当たり、隣地との境界を確定するため測量を行う必要が生じたことから、所要額を計上するものです。

以上となります。

○広沢修司委員長 石井委員。

○石井恵子委員 つまり、今現在使っているコミュニティセンターの臨時の駐車場というのは、借りていたということですが、毎年幾らで借りたんですか。

○広沢修司委員長 元田市民活動支援課長。

○元田和寿市民活動支援課長 3名の地権者から、年額125万2,800円でお借りしていたところです。

○広沢修司委員長 石井委員。

○石井恵子委員 そうしますと、今回の測量設計委託料というのは、今まで借りていた臨時の駐車場を地権者にお返しするための測量をするという内容で、新しいほうの自転車置場のほうを手掛けるお金にはなっていないということですか。

○広沢修司委員長 元田市民活動支援課長。

○元田和寿市民活動支援課長 委員のおっしゃるとおりです。こちらについては、令和8年度に工事を行いたいと考えております。

以上です。

○石井恵子委員 分かりました。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございませんか。荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 石井委員と同じところについてお尋ねをいたします。

まず、ここの土地なんですけれども、もともと借地ですよと。ということは、この土地は、現状登記されていない土地ということでしょうか。確認いたします。

○広沢修司委員長 元田市民活動支援課長。

○元田和寿市民活動支援課長 登記自体については、登記をされているのですけれども、こちらについては、公簿というか公図のものになっているので、測量前のものということになります。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございませんか。荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 ちょっと基本的なところをお尋ねしますけど、測量しなかったら登記できないはずなんんですけど、登記はされていて、測量する必要というのはどこにあるんでしょうか。

○広沢修司委員長 元田市民活動支援課長。

○元田和寿市民活動支援課長 詳細についてお答えします。

先ほどの部分は、私の認識誤りがあるかも知れませんけれども、もともと公簿上と実測で、異なりが生ずることがありますので、そのために測量を行うものです。

以上です。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 これも根本的な話でお尋ねしたいんですけども、どうも、いわゆる公図と実態が違うから今回測量することなんんですけども、そうなった場合、その費用というのは丸々市が持つというのは不思議な話なんです。実際には、こういう土地の、要は土地が未確定だとか、あとは公図と実態が違うといった場合は、普通は持ち主が費用負担するべきものだと思っているんですけど、なぜ今回、市が負担すべきなのかについてお尋ねいたします。

○広沢修司委員長 元田市民活動支援課長。

○元田和寿市民活動支援課長 お答えします。

こちらについては、長らく土地を借りていた土地になりまして、原状復旧させるためにフェンスを張り替える必要があります。そのフェンスの工事を令和8年度に実施することに合わせて市のほうで測量を行うものです。

以上です。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 そうすると、今回実測したものを例えば登記に新たに訂正していくとともに、ある意味、土地の所有者の利益になることだと思うんですけども、土地の所有者の方は、これについて全く負担はしないんでしょうか。

○広沢修司委員長 元田市民活動支援課長。

○元田和寿市民活動支援課長 市のほうで実施するものとして予定をしております。

以上です。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 そうなると、105万円と結構大きな金額で、確かにこの拠点をどこに境があるのかというのは、かなり大変な手続があるので、ある意味、その金額の妥当性はあるかとは思っています。しかしながら、負担について、全て市が持つのはいかがなものかという具合に思うんですけども、そこは検討はされなかつたんでしょうか。

○広沢修司委員長 元田市民活動支援課長。

○元田和寿市民活動支援課長 お答えします。

こちらについては、土地を借りていた時期が50年以上、少なくとも50年以上をお借りしていく、そのことなどを踏まえて検討した結果、市のほうで負担すべきだと考えて予算計上したものです。
以上です。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 期間が長かったから、うちで測量代を持ちます、そういう話なんですか。

○広沢修司委員長 元田市民活動支援課長。

○元田和寿市民活動支援課長 すいません、言葉が足りませんでした。そのことと併せて、来年度に、先ほどもお答えしたところなんですが、工事を市が実施するのに当たって必要なことから、計上したことになります。

以上です。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 先ほども御説明があったとおり、現状復帰のために工事をしなきゃいけない、そのために場所を確定しなきゃいけない、これは分かります。問題は、費用負担だと思っているんです。本来、こういう境界を決めるときというのは、土地の持ち主が負担すべきものだと理解しています。そんなことをほかのところでもがんがんやってしまったら、幾らお金があっても足りなくなっちゃうと思っているんです。本当に検討して、こら辺、再検討する余地はないでしょうか。

○広沢修司委員長 元田市民活動支援課長。

○元田和寿市民活動支援課長 委員のお話のとおり、こちらでも検討した結果、このような形で予算計上させていただいたところです。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。根本委員。

○根本敦子委員 企画費のところで、グッズの作成委託料で、キャラクターグッズによる駅前周辺にぎわいづくりについて、前回ではどのような効果が生まれて、今回はどんな効果を生もうとしているのか。

○広沢修司委員長 村越企画政策課長。

○村越貴之企画政策課長 お答えします。

今回このような企画をすることについて、まずは、地域振興、地域の活性化というのがまず一番大きなところがあります。その中で、関係人口とか交流人口とか、そういうものを増やす、それから、その先には、まちづくり、経済まで及べば望ましいというところで、このような企画を実施しているところです。

以上です。

○根本敦子委員 P R グッズというのが、私は前のウマ娘のカードを、1,000円以上買うと頂けるという、すごく好評だったんです。だから、そういうので今回もやるのかと。もっと具体的に、ど

ういう方向で行うのか聞きたいです。

○広沢修司委員長　村越企画政策課長。

○村越貴之企画政策課長　大変申し訳ないんですけども、今回この企画について、いわゆるキャラクターの著作権を持つ相手方との関係性もございまして、詳細についてこの場で述べることは難しいところがあります。まだ相手様とは、内定というか、そういう段階ですので、これを公表することによる、相手方との利害関係、そういうのも含めて、ちょっと申し上げられることが少なくて大変恐縮なんですけれども、行うこととしては、先ほどお答えしたとおり、地域振興をまず第一として、先ほど昨年度の取組の例をお話しいただきましたけども、そのようなことを念頭に実施できるよう、今取組を準備しているところです。

以上です。

○広沢修司委員長　ほかに質疑はございますか。岩田委員。

○岩田典之委員　その下のところですけども、事業番号4番の消耗品費、葉酸サプリですけども、これ、追加、何人分を予定しているんでしょうか。

○広沢修司委員長　村越企画政策課長。

○村越貴之企画政策課長　お答えします。

こちらにつきましては、昨年の9月から葉酸サプリの配布をしているところなんですけれども、開始当初というのがあまり数が伸びずにいたところで、昨年の購入した本数が150個ありますし、それと当初予算、7年度当初予算で購入したものが93本なので、大体240本ありますけれども、これで、今年度は足りるのではないかというところでスタートしたところなんですけれども、実際最近では、月平均で約20本弱出るということもありますし、このままのペースでいくと、ちょっと12月頃には不足が生じるようなところがありましたので、ここで補正予算を計上しているところです。

以上です。

○広沢修司委員長　岩田委員。

○岩田典之委員　ですから、この2万6,000円というのは何人分ですかと質問しているんです。

○広沢修司委員長　村越企画政策課長。

○村越貴之企画政策課長　45本購入する予定で、1人2本まで、なので23組ほど予定しているところです。

○広沢修司委員長　ほかに質疑はございますか。荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長　葉酸サプリの件についてお尋ねします。

今も配布場所は3階の企画財政部で配布しているんですか。

○広沢修司委員長　村越企画政策課長。

○村越貴之企画政策課長　委員おっしゃるとおり、企画政策課の窓口で配布しています。

○広沢修司委員長　ほかに質疑はございますか。

[「ありません」と言う者あり]

○広沢修司委員長 では、次、15ページ、2款3項戸籍住民基本台帳費について、質疑はございませんか。荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 戸籍事務に要する経費についてお尋ねをいたします。3)です。

これ、説明の中でセキュリティのためだというお話がありました。戸籍住民基本台帳の事務そのものは、国からの、ある意味委託だと私は思っていますけれども、なぜ一般財源から出さなくちゃいけないんでしょうか。

○広沢修司委員長 山口市民課長。

○山口光敏市民課長 今回の補正予算は、戸籍システムの標準化に際して、クラウド環境に移行する機器関係の予算となりまして、そこに安全装置の設定となる新たなファイアウオールの設定が必要になったことで、標準化に際するものについては国の補助となるんですが、こちらのほうの市の設定については市で設置しなければならないものとなることから、市で設置するものとなります。

以上です。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 今ファイアウオールの費用だという話だと思うんですけども、そうすると、これは戸籍だけじゃなくてほかのものに引っかかってくる話かと思っているんですけど、今回の業務に限ってファイアウオールを設定するということなんでしょうか。

○広沢修司委員長 山口市民課長。

○山口光敏市民課長 戸籍システムは独自のシステムになる関係で、ほかのものとはちょっと違うものになりますし、自分で設定するものとなります。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

[「ありません」と言う者あり]

○広沢修司委員長 では、次にまいります。17ページから18ページ、3款1項6目国民健康保険費繰出金及び3款1項7目介護保険費繰出金及び3款1項8目後期高齢者医療費繰出金について質疑はございますか。

[「ありません」と言う者あり]

○広沢修司委員長 次にまいります。21ページ、4款2項清掃費について、質疑はございますか。岩田委員。

○岩田典之委員 21ページの一番下のところですけども、施設等使用料1万円。この施設等というのは、どこの場所を指しているんでしょう。

○広沢修司委員長 鈴木環境課長。

○鈴木陽介環境課長 お答えします。

受動喫煙防止のために分煙施設を設置するんですが、分煙施設の清掃の際に、庁用車で白井駅前と西白井駅前巡回する予定でいます。駅前センターと複合センターと駐車場の利用について調整している中で、あと駅前の交番にも調整したんですが、万が一借りられない場合、周辺にあるコインパーキングを使用するための金額として計上しました。

以上です。

○広沢修司委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 白井駅と西白井駅両方のコインパーキング1万円、半年分ということよろしいわけですね。

○広沢修司委員長 鈴木環境課長。

○鈴木陽介環境課長 委員おっしゃるとおりです。

○広沢修司委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 この分煙施設を、条例が10月1日からスタートするわけですけども、まだできていないんですね。あと1週間しかないんですけども、まず、この分煙施設は、工事といいますか、備え付けるのはいつの予定なんでしょうか。

○広沢修司委員長 鈴木環境課長。

○鈴木陽介環境課長 お答えします。

今週9月24日から26日の間で設置する予定と伺っています。

以上です。

○広沢修司委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 市民への周知が全く足りないんですよね。私の周りも知らないですし、あそこの周辺にも、その分煙施設がどこにあるだとか、10月1日からその周辺では吸えないという周知は全く足りないんです。ぜひこの周知をお願いします。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。根本委員。

○根本敦子委員 22ページはありますか。

○広沢修司委員長 入りません。

ほかに質疑はございますか。

[「ありません」と言う者あり]

○広沢修司委員長 では、次にいきます。22ページ、4款3項上水道費及び5款農林水産業費について質疑はございますか。根本委員。

○根本敦子委員 4款3項2目の18負担金がマイナスになっている理由を教えてください。

○広沢修司委員長 富田財政課長。

○富田宏美財政課長 お答えします。

こちらが減額となっている理由につきましては、水道事業会計の職員の現員現給によるものとなります。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。石井委員。

○石井恵子委員 農業水産業のほうに行きます。担い手育成支援に要する経費、この経営開始資金が1人分今回補正されました。当初予算でも150万1人分入っていたかと思います。つまり、それだけ、お二人分が実績として上がってくるのかと理解しますが、大変興味深いところなんです。つまり、市外から新しい住民が越してきて、わざわざ農業をやってくださるのか、どういう農業をやってくださるのか、大変興味深いところです。この内容をちょっと伺いたいと思います。

○広沢修司委員長 岩立産業振興課長。

○岩立裕子産業振興課長 お答えします。

経営開始資金のことですが、新年度の予算の当初で1人、今回追加で1人ということで2人ほどの予算になるんですけれども、お二人とも、種目は主に梨になります。お一人は既に白井にお住まいの方、もう1人の方は市外から市内に通って耕作をされている形になります。

以上です。

○広沢修司委員長 石井委員。

○石井恵子委員 差し支えなければなんですが、その方たちは、初めてこの農業をやることになったのか、また、お若い方なのか、そこら辺ちょっと聞いてもいいですか。

○広沢修司委員長 岩立産業振興課長。

○岩立裕子産業振興課長 個人のお話になるので、年齢等は差し控えさせていただきたいのですが、主にこちらの経営開始資金を使えるのが49歳以下の方となっておりますので、40代までの方であれば大丈夫という形です。

お二人とも、最初はいろいろなところの法人に通いまして、いろいろな勉強をして、今に至っているという形になりますので、いきなり農業を始めたというわけではない状況です。

以上です。

○石井恵子委員 分かりました。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 同じ項目についてお尋ねいたします。

1人当たりの金額がかなり大きいですよね。そうなると、私たちとして非常に気になるのは費用対効果なんんですけど、成果としてどのようなことが挙げられますか。

○広沢修司委員長 岩立産業振興課長。

○岩立裕子産業振興課長 1人当たり年間150万円という形で、おっしゃるとおり費用対効果という形を見なければいけないのですが、こちらのほうは、受給に当たり5年後までには独立してできる

ようにということでの条件もありますので、しっかりと見ていく形と、あと、こちらの経営資金を受けている間は、サポート体制といいまして、市と農業委員などでサポート体制をして、年2回必ず就農状況の確認をいたします。そういうところで費用対効果を見ていく形になるかと思います。

以上です。

○広沢修司委員長 荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 あらかじめ決められた項目の約束が果たせなかつた場合はどうなるんでしょうか。

○広沢修司委員長 岩立産業振興課長。

○岩立裕子産業振興課長 お答えします。

基本的には返還という形になってまいりますけれども、返還の内容についても県や国のほうと確認をしながらという形になりますので、絶対に5年後に目標達成をしていないから返還になるというわけではございません。

以上です。

○広沢修司委員長 根本委員。

○根本敦子委員 (10) のところなんんですけど、果樹産地強靭化支援事業が、県のほうから出ているということなんんですけど、活用した件数というのは何件ですか。

○広沢修司委員長 岩立産業振興課長。

○岩立裕子産業振興課長 6月補正で出させていただいたときは、想定では3名の予定でしたが、実際、応募をしましたところ、12名の方が活用したいということでしたので、12名の方で内定をいただいている状況です。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 これは、また県からの予算もかなり出たという説明がありましたけれども、基本的にこのお金、何に使うんですか。

○広沢修司委員長 岩立産業振興課長。

○岩立裕子産業振興課長 果樹産地強靭化支援事業補助金は、主に多目的防災網です。そちらのほうの張り替えに要する経費という形で使われるのが主になります。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

[「ありません」と言う者あり]

○広沢修司委員長 では、次にまいります。23ページから25ページ、6款商工費及び7款土木費について質疑はございますか。根本委員。

○根本敦子委員 6款1項2目、(5)雇用労働支援事業費について、事業評価を見ても、利用者が

減ってきていて、就業者もちょっと減っているということで、もっと雇用促進のための開拓というのはないですか。

○広沢修司委員長 岩立産業振興課長。

○岩立裕子産業振興課長 今回は、雇用促進を行うためにということで国の補助金を活用する形になりますが、今まででは、就職氷河期の方々に対しての補助金別途の補助金になっていましたが、今回、そういった方々も合わせて、この補助を活用できるということで、活用させていただいた経緯があります。

そういうことも踏まえ、今後、雇用労働の充実を図っていきたいと思っております。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

では、次にまいります。30ページから31ページ、11款公債費について、質疑はございますか。30から31ページです。根本委員。

○根本敦子委員 11款1項1目、2目のところなんんですけど、償還金、利息、金利利息及び割引料償還についての元金が減って利息が増えたというのは、これは、借換えで利息が増えたという説明だったんですけど、何ですか。何で元金が減ったのに利息が増えるのか。

○広沢修司委員長 富田財政課長。

○富田宏美財政課長 お答えします。

今回の補正については、令和6年度までの借り入れ実績を基に過不足がそれぞれ生じますので、補正するものとなります。

当初予算の段階では、令和6年度の借り入れ分の利息については、予算編成の段階での国から公表されている利率を基に計算しておりますけれども、実際の借り入れが、令和7年の3月から5月となります。当初予算で見込んだよりも、実際の借り入れ日になると、おおむね0.5%程度利息がアップしているというところで、利息に不足が生じたというところで補正するものとなります。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はありますか。

[「ありません」と言う者あり]

○広沢修司委員長 では、次に、歳入について質疑を行います。11ページ、15款2項1目総務費国庫補助金及び15款2項7目商工費国庫補助金及び16款2項4目農林水産業費県補助金について、質疑はございますか。

[「ありません」と言う者あり]

○広沢修司委員長 ほかに質疑がなければ、次まいります。

11ページから12ページ、19款繰入金及び21款3項2目雑入、PRグッズ販売収入、及び2款市債について質疑はございますか。

[「ありません」と言う者あり]

○広沢修司委員長 次に、8ページ、地方債補正について質疑を行います。質疑はございますか。

[「ありません」と言う者あり]

○広沢修司委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。荒井副委員長。

○荒井靖行副委員長 15議案なんですけども、反対の立場で申し上げます。

先ほどの質疑の中で、土地の測量費用の問題についてお尋ねいたしましたけれども、費用負担する根拠は、50年間借りていたからという話がありました。確かに原状復帰をするために測量する必要はあると思いますけれども、全て市の費用で負担するのは、これは間違いではないかと思って反対をいたします。

以上です。

○広沢修司委員長 次に、賛成討論の方ございますか。

[「ありません」と言う者あり]

○広沢修司委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

○広沢修司委員長 起立多数あります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第10号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。暫時休憩にして席替えをお願いします。

休憩 午後12時01分

再開 午後12時03分

○広沢修司委員長 会議を再開します。

(6) 議案第14号 令和7年度白井市水道事業会計補正予算（第1号）について

○広沢修司委員長 日程第6、議案第14号 令和7年度白井市水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。質疑は

ございますか。

[「ありません」と言う者あり]

○広沢修司委員長 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

[「ありません」と言う者あり]

○広沢修司委員長 次に、賛成討論の方ございますか。

[「ありません」と言う者あり]

○広沢修司委員長 ほかに討論はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○広沢修司委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第14号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○広沢修司委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第14号は原案のとおり可決されました。

(7) 議案第15号 令和7年度白井市水道事業会計補正予算（第2号）について

○広沢修司委員長 日程第7、議案第15号 令和7年度白井市水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。質疑はございますか。

[「ありません」と言う者あり]

○広沢修司委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

[「ありません」と言う者あり]

○広沢修司委員長 次に、賛成討論の方ございますか。

[「ありません」と言う者あり]

○広沢修司委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第15号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○広沢修司委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第15号は原案のとおり可決されました。

(8) 閉会中の継続調査について

○広沢修司委員長 日程第8、閉会中の継続調査についてを議題とします。

当常任委員会に係る所管事務につきましては、閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○広沢修司委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

よって、企画経済常任委員会を閉会いたします。

本日はお疲れさまでございました。

閉会 午後12時06分